

案

滋賀県未来投資総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、長引く物価高騰等の影響を受けている県内中小企業等が行う「未来を見据えた意欲的な取組」に要する経費の一部を補助する事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費に対して、予算の範囲内で、滋賀県未来投資総合補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は次号の要件を満たす者とする。

- (1) 滋賀県内に事業所を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者。
- (4) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費および補助金額)

第3条 知事は、補助対象事業者が行う補助対象事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費および補助金額は、別表1のとおりとする。

(間接補助対象事業)

第4条 補助対象事業者は、県内中小企業等が行う生産性の向上、新事業展開または人材育成に資する事業（以下「間接補助対象事業」という。）に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金を財源として間接補助金を交付する。

- 2 間接補助対象経費および間接補助金の額は別表2および別表3のとおりとする。
- 3 間接補助金はその額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- 4 間接補助金は、一間接補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。

(間接補助対象事業者)

第5条 間接補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「間接補助対象事業者」という。）は、県内中小企業等であって、間接補助対象事業を実施する者とする。ただし、以下に該当する場合は、間接補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している

案

中小企業者

③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(4) 次のいずれかに該当する者

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接のもしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ ①～⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業およびそれらに類似する業種を営む者

(6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(7) 事業を営まない法人格のある自治会等

(8) その他、補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

2 前項における「県内中小企業等」とは、次の各号のいずれかに該当し、既に事業を営んでいる者をいう。

(1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、県内に事務所または事業所を有するもの

(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等、県内において事業を行う者で、前号における中小企業者に準ずるもの

3 第1項における「大企業」とは、中小企業者以外の企業をいう。

（補助金交付申請）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、補助金交付申請書（様式第1号）および次に掲げる書類を添え、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）の規定によ

案

る地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して申請を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。ただし、当該事業に要する経費の20%以内の配分の変更その他補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。変更の申請において、様式第1号中「交付申請」とあるのは「変更交付申請」と読み替える。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、交付申請書または変更交付申請書の提出があったときは、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を行うとともに、補助金(変更)交付決定通知書様式(様式第4号または第5号)を補助対象事業者に送付するものとする。

2 前項の交付の決定は、申請があった日から起算して20日以内に行うものとする。

(補助対象事業の遂行)

第9条 補助対象事業者は、法令の定めならびに補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件その他知事の指示および命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行うものとし、補助金を他の用途に使用してはならない。

(申請の取下げ)

第10条 第8条の交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服がある場合における規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金交付決定通知書を受けた日から起算して15日以内とする。

(補助対象事業の中止または廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときまたは補助対象事業の遂行が困難になったときは、すみやかに様式第7号による補助対象事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告および額の確定)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の中止または廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書(様式第8号)および次に掲げる書類を添え、事業完了の日から起算して30日以内または令和7年3月14日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業収支精算書(様式第12号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

案

2 補助対象事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による実績報告を受けた日から起算して30日以内に規則第13条に規定する補助金の額の確定を行う。

(概算払の請求)

第14条 補助対象事業者は、規則第15条の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、補助対象事業者が、補助金の他の用途への使用をし、または補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件その他法令等もしくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助対象事業者に対し、当該補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 第5条第1項の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したときもしくは、善良な管理者の注意を怠ったとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(間接補助対象期間)

第17条 間接補助の対象となる事業は、交付決定日から令和6年12月31日までに実施する事業とする。

2 前項の場合において、事業の開始は事業の取組に着手した日とし、事業の完了は事業にかかる経費の精算完了日とする。

(財産の管理)

第18条 補助対象事業者は、間接補助対象事業者に対し、間接補助対象事業により取得し、または効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理させるとともに、間接補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らせなければならない。

(間接補助対象事業者の取得財産等の処分)

第19条 間接補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間において、間接補助対象事業に係る取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のもの(以下「処分制限財産」という。)を間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ補助対象事業者が定める財産処分承認申請書を補助対象事業者に提

案

出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助対象事業者は、前項ただし書の規定による承認をする場合は、財産処分承認申請書（様式 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から起算して 30 日以内に、補助対象事業者に対して通知するものとする。
- 4 補助対象事業者は、前項の規定により通知を受けたときは、間接補助対象事業者に対して通知するものとする。
- 5 知事は、第 2 項の規定により承認を受けた補助対象事業者に対し、当該承認に係る処分制限財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

（間接補助対象事業におけるデータ等の提供）

第 20 条 補助対象事業者は、知事が第 1 条第 1 項の規定による目的に必要な範囲内において、間接補助対象事業者にかかるデータ等の提供を求め、または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（補助金の経理等）

第 21 条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 22 条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、様式第 11 号によりすみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずる。

（電子情報処理組織による申請等）

第 23 条 補助対象事業者は、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく変更交付の申請、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 11 条の規定に基づく事業の中止または廃止、第 12 条の規定に基づく事業の遅延等の報告、第 13 条の規定に基づく実績報告、第 14 条の規定に基づく概算払の請求および第 19 条第 2 項の規定に基づく財産処分承認の申請、第 22 条の規定に基づく消費税額および地方消費税額の額の確定の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和 6 年●月●日から施行する。

案

別表1 補助対象経費および補助金の額

補助対象経費	補助金額
(1) 「未来を見据えた意欲的な取組に関する事業」に対する補助に要する経費	(1) 1,370,000,000円以内
(2) 事務経費	(2) 160,000,000円以内

別表2 間接補助対象経費

区分	間接補助対象経費
(1) 生産性向上に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ●機械装置等経費 ●システム・ソフトウェア費 ●開発・試作費 ●販売促進費 ●研修費 ●専門家経費 等
(2) 新事業展開に関する事業	
(3) 人材育成に関する事業	

別表3 間接補助金の額

区分	補助率	補助上限額	補助下限額
通常枠	1/2	50万円	20万円
賃上げ枠※ ①②は選択制	① 1/2	100万円	
	② 2/3	50万円	

※ 間接補助対象事業の期間中に従業員の平均賃金を2.5%以上引き上げることを内容とする「賃金引き上げ表明書」を作成し、従業員に表明したうえで、当該表明書に基づく賃上げを実施すること等を要件とする。